

## 山形県公報

目 次

訓令

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令.....(人事課)...1

訓令

山形県訓令第21号

庁中出先機関

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年10月1日

山形県知事 髙 橋 和 雄

職員の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間の特例に関する規程(昭和55年11月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。 第2条中「県民会館」を「県民会館、大阪事務所、名古屋事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(山形県職員服務規程の一部改正)

2 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。 第6条第3項中「県民会館」を「県民会館、大阪事務所、名古屋事務所」に改める。

 $\bigcirc$ 

0

平成15年10月 1 日印刷 平成15年10月 1 日発行 発行所 山 形 県 庁 発行人 山 形 県 購読料 月4,000円(郵送料共)